

面接審査当日に提出・提示する書類一覧表<チェック表>

提出する書類		チェック欄
1	経営状況分析結果通知書(原本1部)	全業者必要
提示する書類		チェック欄
○技術職員数確認書類		全業者必要
2	<p>※ 別紙二「技術職員名簿」、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」及び様式第5号「技能者名簿」に記載した者の分が必要</p> <p>(社会保険強制適用事業所)</p> <p>①社会保険の標準報酬決定通知書と、②保険証(写し)(①と②の両方必要)</p> <p>※被保険者以外は評価対象外(個人事業者の代表者を除く)</p> <p>※2ヶ所以上で勤務している者の標準報酬決定通知書については、左下の事業所名称が申請業者名のもの。</p> <p>※後期高齢者(75歳以上)については、①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②の両方必要)</p> <p>※健康保険のみ国保組合(建設国保等)に加入している場合は、社会保険の標準報酬決定通知書と国保の保険証(写し)の両方</p>	
	<p>(社会保険強制適用事業所以外)</p> <p>①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②の両方必要)</p>	
資格	<p>※ 別紙二「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した者の分が必要</p> <p>① 有資格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理技士、建築士、電気工事士、技能士等の資格者証、登録基幹技能者講習修了証の原本又は写し <p>※一級技術者で監理技術者証及び同講習修了証保有の場合</p> <p>→①監理技術者証と、②講習修了証の原本又は写し(①と②の両方必要) ※審査基準日(決算日)時点で有効なもの</p> <p>② 実務経験者(指定学科卒業)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書 	
3	○雇用保険確認書類(次の①②のいずれか)	該当業者は必要
	<p>① 労働保険料完納証明書(納入証明書)</p> <p>② 労働保険概算・確定保険申告書の控え(事務組合等を利用している場合には納入通知書)と、保険料領収書の両方</p> <p>※審査基準日(決算日)を含む年度のもの ※領収書を紛失した場合には、必ず納入証明書を持参すること。</p>	
4	○社会保険確認書類(次の①②のいずれか)	該当業者は必要
	<p>① 完納証明書(納入証明書)</p> <p>② 決算年度(審査基準期間)の全ての納入告知書及び領収書</p> <p>※領収書を紛失した場合には、必ず納入証明書を持参すること。</p>	
5	○建退共確認書類(次の①②の両方)	該当業者は必要
	<p>① 加入・履行証明書(審査基準期間のもの)</p> <p>② 建設業退職金手帳(面接日時点で有効な全員分)</p>	
6	○退職一時金制度・企業年金制度確認書類(次の①～⑦のいずれか)	該当業者は必要
	<p>① 中小企業退職金共済制度の場合(アイウのいずれかと、エまたはオ、の両方)</p> <p>ア)加入証明書、イ)加入者証、ウ)加入者名簿、エ)領収証(ハガキ)、オ)引き落としが確認できる通帳若しくはその写し</p> <p>② 特定退職金共済制度の場合(アイウのいずれかと、エ、の両方)</p> <p>ア)加入証明書、イ)加入者証、ウ)加入者名簿、エ)引き落としが確認できる通帳若しくはその写し、又は納入証明書</p> <p>③ 労働協約や就業規則に退職一時金制度の定めがある場合(アイ両方必要)</p> <p>ア)就業規則・退職金規程(改訂後最新版のものに限る)、イ)退職金の原資が確認できる書類</p> <p>※アは、労働基準監督署への届出義務がある事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る。</p>	
企業年金制度	④ 厚生年金基金の場合(ア、イ、ウのいずれか)	
	ア)加入証明書、イ)標準報酬月額決定通知書と領収書、ウ)完納証明書	
	⑤ 適格退職年金の場合(ア+イ、またはア+ウ、のいずれか)	
	ア)適格退職年金契約書、イ)領収書、ウ)引落としが確認できる通帳若しくはその写し	
⑥ 確定拠出年金の場合(ア+イ、またはア+ウ、のいずれか)		
ア)確定拠出年金加入証明書、イ)領収書、ウ)引落としが確認できる通帳若しくはその写し		
⑦ 確定給付型企業年金の場合(ア+ウ、またはイ+ウ、のいずれか)		
ア)確定給付型企業年金基金加入者証明書		
イ)加入者証書又は保険証券等(資産管理運用機関と締結した契約書)		
ウ)領収書又は引落としが確認できる通帳若しくはその写し		

～ 前ページの書類について持参忘れ等が多いポイント ～

1 経営状況分析結果通知書

- 面接審査にて、経営状況分析結果通知書の誤りが判明した場合、分析のやり直しをお願いをすることとなります。

2 技術職員数確認書類

- 標準報酬決定通知書は、面接日時点においてお手元に届いている直近のものが必要です。(審査基準日時点で直近のものではありません)
- 審査基準日との関係で、審査基準日直後に退職した職員がいる場合は直近の標準報酬決定通知書に載っていない場合がありますので、その場合は、前年の標準報酬決定通知書と資格喪失確認通知書を併せて提示してください。
- 技術職員名簿に記載している者で新たに雇用されたため、入社日と審査基準日との関係で、提示した標準報酬決定通知書に名前の記載がない場合は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提示してください。
- 法人事業所の75歳以上の技術職員や、個人事業者の技術職員については、原則、①給与台帳又は源泉徴収票のいずれか、②出勤簿、(①と②の両方)が必要ですが、その対象期間は審査基準日から直近1年間分(審査基準日が令和3年3月31日の場合は、令和2年4月～令和3年3月までの分)が必要です。
- 令和3年4月から、技術職員名簿に記載した者に加えて、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」及び様式第5号「技能者名簿」に記載した者についても、上記と同様に常勤性を確認できる書類が必要です。
- 令和3年4月から、資格証等(実務経験が必要な場合は別記様式2「実務経験者名簿(経営事項審査用)」も含む)については、技術職員名簿に記載している者に加えて、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した者の分も必要です。
- 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証が1枚にまとまったものに変更された監理技術者資格者証に関しては、表と裏の両方の写しの提示が必要です。
- 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証は、申請書に記入された、審査基準日を跨ぐ有効期間のものが必要であり、必ずしも直近に更新した監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証とは限りません。

3 雇用保険確認書類

- 審査基準日を含む期(年度)の納付を確認しますので、審査基準日まで完納されていることが分かる①または②を提示してください。(昨年分ではありません)
- 雇用保険と労災保険を、1つの労働保険として取り扱っている事業所(一元適用事業所)については、①を提示する場合においても、「労働保険概算・確定保険申告書」の控えも提示してください。
- ②を提示する場合は、雇用保険と労災保険を分けて手続している事業所(二元適用事業所)の申告書は、申告書左上の「①労働保険番号」の「所掌」欄が「3」と記載されたものを提示してください。

4 社会保険確認書類

- 審査基準日を含む月までの納付を確認しますので、審査基準日の属する月分まで完納されていることが分かる①または②を提示してください。(直近1年分ではありません)
- ②の場合は、左側は納入告知額通知書であるため、必ず右側の領収済額通知書に記載の月を確認してください。

5 建退共確認資料

- 履行証明書の表中の⑩「工事施工高」欄の合計額が、完成工事高と一致していることを確認してください。この履行証明書の「工事施工高」は、元請だけの金額ではありません。

6 退職一時金制度・企業年金制度確認資料

- ①を提示する場合、中退共本部から領収証(ハガキ)が発行されなかった場合は、掛金の引き落としが確認できる通帳の写しが必要です。
- ③を提示する場合の「就業規則」及び「退職金規程」は、改訂後の最新版のものを提示してください。
- ①～⑦のすべての場合において、審査基準期間における掛金の納付等が分かる書類が必要です。

7	○法定外労災確認書類(次の①②のいずれか)	該当業者は必要
	<p>① 保険証券(保険期間が審査基準日を跨ぐもので、下記の3条件が明記されているものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤災害を補償の対象に含むこと ・後遺障害の1級～7級以上を補償の対象としていること ・下請負人を補償の対象としていること <p>※保険証券に上記の3条件が明記されていない場合は、各保険会社から付保証明(②加入証明書)を発行してもらうこと。</p> <p>② 加入証明書(各保険会社の支店長以上の者が証明者で、審査基準日を跨ぎ、上記3条件が記載されているものに限る)</p>	
8	○防災協定確認書類(次のいずれか)	該当業者は必要
	<p>① 国、地方公共団体、特殊法人等と、直接防災協定を締結している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、特殊法人等と直接締結している「防災協定書」の写し <p>② 所属する一般社団法人等の団体が、国、地方公共団体、特殊法人等と防災協定を締結している場合(下記両方必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、特殊法人等と、所属する団体が締結している「防災協定書」の写し ・所属する団体の長が発行した、災害応急活動に従事する旨が記載された「証明書」(審査基準日(決算日)時点での証明) 	
9	○建設業の経理の状況確認書類	該当業者は必要
	<p>(社会保険強制適用事業所)</p> <p>① 社会保険の標準報酬決定通知書と、②保険証(写し)(①と②の両方必要)</p> <p>※被保険者以外は評価対象外(個人事業者の代表者を除く)</p> <p>※2ヶ所以上で勤務している者の標準報酬決定通知書については、左下の事業所名称が申請業者名のもの。</p> <p>※後期高齢者(75歳以上)については、①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②両方必要)</p> <p>※健康保険のみ国保組合(建設国保等)に加入している場合は、社会保険の標準報酬決定通知書と国保の保険証(写し)の両方</p>	
	<p>(社会保険強制適用事業所以外)</p> <p>①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②の両方必要)</p>	
	<p>① 会計監査人を設置している場合(両方必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し ・有価証券報告書又は監査報告書(無限定適正意見又は限定付適正意見を表明のもの)の写し 	
	<p>② 会計参与を設置している場合(両方必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計参与報告書(原本の写しの提出が必要) ・商業登記簿謄本の写し 	
	<p>③ 公認会計士、税理士を常勤職員として雇用している場合(ア+イ+ウ必要)</p> <p>ア) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類(別添書類含む)」の原本の提出が必要(自筆の署名が必要)</p> <p>イ) 公認会計士、税理士の資格証又はその写し</p> <p>ウ) 公認会計士は公認会計士法第28条の規定による研修、税理士は所属税理士会が認定する研修の受講を証する書類</p> <p>※ ただし、ウ)については、以下に該当する場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から1年を経過しない者 	
<p>資格</p> <p>④ 1級建設業経理士検定試験合格者を常勤職員として雇用している場合(ア+イ+ウ必要)</p> <p>ア) 様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類(別添書類含む)」の原本の提出が必要(自筆の署名・押印が必要)</p> <p>イ) 1級建設業経理士検定試験の合格証又はその写し</p> <p>ウ) 登録経理講習の受講を証する書類</p> <p>※ ただし、ウ)については、以下に該当する場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者 ・令和5年3月31日までの間に限り平成29年3月31日以前に合格した者 <p>⑤ 2級建設業経理士検定試験に合格した者を常勤の職員として雇用している場合(ア+イ必要)</p> <p>ア) 2級建設業経理士検定試験の合格証又はその写し</p> <p>イ) 登録経理講習の受講を証する書類</p> <p>※ ただし、イ)については、以下に該当する場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者 ・令和5年3月31日までの間に限り平成29年3月31日以前に合格した者 		
10	○建設機械の保有状況の確認書類(①②のいずれかと、③及び④の両方)	該当業者は必要
	<p>① 建設機械を自己で保有している場合(次のいずれか) ※メーカー名、型式、製造番号等が確認できるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書(または販売元が証明する「販売証明書」、譲渡元が発行する「譲渡証明書」) ・償却資産台帳 	
	<p>② リース契約している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書 	
	<p>③ 特定自主検査記録表、自動車検査証(大型ダンプ車の場合)、移動式クレーン検査証(移動式クレーンの場合)</p> <p>④ 次の規格を満たしていることが確認できる資料(カタログ、写真等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショベル系掘削機: ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ・ブルドーザー: 自重が3トン以上のもの ・トラクターショベル: バケット容量が0.4立方メートル以上のもの ・モーターグレーダー: 自重が5トン以上のもの ・移動式クレーン: つり上げ荷重3トン以上のもの ・大型ダンプ車: 車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出て、表示番号の指定を受けているもの(車検証の備考欄に、主として建設業の用途に使用する旨の記載がある営業用ダンプも可) 	
11	○ISOの取得状況の確認書類(次の①②の両方)	該当業者は必要
	<p>① ISO登録証 ② 付属書(認定の業種、営業所の範囲、期間等がわかるもの)</p>	

～ 前ページの書類について持参忘れ等が多いポイント ～

7 法定外労災確認書類

- ①の3条件が明記されていることが必須ですので、必ず確認してください。3条件が保険証券に明記されていない場合は、商品のオプション等を保険会社に確認のうえ、3条件が明記された②の加入証明書を提示してください。
- 法定外労災が「有」の場合は、政府労災保険(労働保険)の納入証明書、または「所掌」欄が「1」と記載された「労働保険概算・確定保険申告書」の控えと領収書も提示してください。

8 防災協定確認書類

- ②の場合は、当該団体の証明書等で当該企業が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できることが必要(団体に所属していることの証明書では加点対象となりません)です。また、証明書に加えて、協定書も必要です。

9 建設業の経理の状況確認書類

- 資格が②の場合、商業登記簿への会計参与の記載が必要です。会計参与報告書の写しを提出してください。
- 資格が③④の場合、1級建設業経理士等、該当する資格を有する者の自筆の署名のある、「経理処理の適正を確認した旨の書類(添付資料含む)」の原本を提出してください。(資格が⑤の場合等は対象外)
- 建設業経理士検定試験合格者等が新たに雇用されたため、標準報酬決定通知書に名前の記載がない場合は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提示してください。
- 令和3年4月から、公認会計士、税理士については、資格証に加えて、公認会計士は公認会計士法第28条の規定による研修、税理士は所属税理士会が認定する研修の受講を証する書類が必要です。
ただし、以下に該当する場合は不要です。
 - ・ 資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から1年を経過しない者
- 令和3年4月から、1級及び2級建設業経理士については、合格証に加えて、登録経理講習の受講を証する書類が必要です。
ただし、以下に該当する場合は不要です。
 - ・ 登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者
 - ・ 令和5年3月31日までの間に限り平成29年3月31日以前に合格した者

10 建設機械の保有状況の確認書類

- ①の「償却資産台帳」は、申請書に記載の型式や製造番号等と一致していることが確認できることが必要です。
- ①の契約書等で保有が確認できない場合、加点対象とはなりません。
- 主として経営する事業の種類が建設業である営業用ダンプの場合、車検証備考欄に「(建)」又は「(建)+小印(運輸支局の印)」と記載があることが必要です。
- ③の特定自主検査記録表は、申請書に記入された検査実施年月日(審査基準日直前1年間に実施)のものが必要であり、必ずしも直近に実施した特定自主検査の記録表とは限りません。

11 ISOの取得状況の確認書類

- 業種や営業所の範囲等が、別紙(付属書)に記載されている場合は、付属書も提示が必要です。
- 建設業の従たる営業所が適用範囲に含まれていない場合は、加点対象とはなりません。
- 認定書は、申請書に記入された有効期間(審査基準日を跨ぐ期間のもの)のものが必要であり、必ずしも直近に更新した認定書とは限りません。

	○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認書類	該当業者は必要
12	技術者（CPD取得） ① 別紙二「技術職員名簿」又は様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）」に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の原本（審査基準日前1年間の取得状況） (申請書提出時) ※申請書に上記①の写しを添付してください。	
	技能者（レベル向上） ① 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の原本（審査基準日より3年間に受けたもの） ② 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価（レベル判定）結果通知書の原本（審査基準日の3年前の日以前に受けたもの） ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要 ③ 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の原本 (申請書提出時) ※申請書に上記①～③の写しを添付してください。	
13	○完成工事高確認書類（次の①～③のすべて） ※前年度、経営事項審査を受けていない方については、別紙1において「2期平均」を選択した場合は2期分、「3年平均」を選択した場合は3期分、以下の書類が必要となります。	全業者必要
	① 工事経歴書に記載の契約書、注文書等（原本） ※相手方の記名押印があるものに限る。 ※円滑な面接審査の進行のため、事前に契約書等を工事経歴書の記載順に並べ替える等の整理をしてください。 ② JV工事については①に加え、JV協定書 ③ 工事台帳、①の請負額の入金が確認できる通帳 ※①②で疑義が生じた場合に面接時に確認。	
14	○資本金額等確認書類（いずれも審査基準日直近2期分） 税務署に提出した確定申告決算書類（貸借対照表、損益計算書、青色申告決算書等）	全業者必要
15	○消費税確認書類（次の①②の両方） ※審査基準年度が課税業者は全業者必要	全業者必要
	① 消費税の申告書の控え ※決算期変更の場合は、直近2期分 ② 消費税の納税証明書（その1） ※決算期変更の場合は、直近2期分	
16	経営事項審査申請書（副本（会社控え））	全業者必要
17	建設業許可の申請書（副本（会社控え））	全業者必要
18	決算の変更届出書（副本（直近3期分））	全業者必要

～ 前ページの書類について持参忘れ等が多いポイント ～

1 2 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認書類

- CPD取得関係については、別紙二「技術職員名簿」又は様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書(審査基準日前1年間の取得状況)の原本を提示してください。
- 技能レベル向上関係については、様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価(レベル判定)結果通知書(審査基準日以前3年間に受けたもの及び審査基準日の3年前の日以前に受けたもの)の原本を提示してください。
※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は、審査基準日の3年前の日以前に受けた能力評価(レベル判定)結果通知書については不要です。
- 技能レベル向上関係については、様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の原本の提示も必要です。

1 3 完成工事高の確認書類

- ①について、前年度及び前々年度に受審していない業者については、2期分または3期分のもが必要です。
- 請書については、通常相手方の押印がなされないため、当該工事の入金状況が分かる通帳を提示してください(市町村担当課のスタンプが押されている場合は請書のみで可。)
- 円滑な面接審査の進行のため、事前に契約書や注文書等を工事経歴書の記載順に並べたり、付箋を貼るなどして、面接時の確認作業がしやすくなるよう整理をしてください。
- 契約書や注文書の確認で疑義が生じた場合は、通帳等で別途入金状況の確認を行う場合があります。

1 4 資本金額等確認書類

- 税務署に提出した確定申告用の書類をそのまま提示してください。(建設業決算変更届の財務諸表ではありません)
- 前々年に未受審の場合は、3期前分を確認する場合があります。

1 5 消費税確認書類

- ①について、課税標準額が会社全体の売上高を下回る場合は、その理由を面接時に聞き取りします。
- 消費税が未納の状態である場合も、②の書類が必要です。審査基準年度が免税業者については不要です。

1 6 経営事項審査申請書の会社控え

- 面接時に、記入間違い事項等についてお伝えしますので、会社控え(副本)を修正しながら面接に臨んでください。

持参物について不明な点がある場合は、どんなに小さなことでも結構ですので、事前に管理課まで必ずご連絡ください。当日のスムーズな面接進行のために、皆様方の御協力をお願いいたします。